○国土交通省告示第三百三十一号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十九条の十一の二第一項の規定に基づき、平成十八年国土交通省告示第四百六十四号の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月三十日　　国土交通大臣　太田　昭宏

「又は住宅の品質確保の促進等に関する法律」を「、住宅の品質確保の促進等に関する法律」に改め、「登録住宅性能評価機関」の下に「又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人」を加える。

別表を次のように改める。

別表

住宅耐震改修証明申請書

申請者住所
電話
氏名　　印

家屋の所在地

上記家屋に係る住宅耐震改修が完了した日
平成　　年　　月　　日

上記家屋が⑴の要件を満たすこと及び当該家屋に係る住宅耐震改修（租税特別措置法第41条の19の２第１項に規定する住宅耐震改修をいう。以下同じ。）の費用の額が⑵の額であったことについて証明願います。

⑴	住宅耐震改修をした家屋であること		
⑵	㈠　当該住宅耐震改修に要した費用の額		円
	㈡　補助金等の交付の有無		有　　無
	「有」の場合	補助金等の額	円
	㈢　㈠から㈡を差し引いた金額		円
	㈣　当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額		円
	㈤　㈢又は㈣の金額のうちいずれか少ない金額		円

住宅耐震改修証明申請書

上記家屋が⑴の要件を満たすこと及び当該家屋に係る住宅耐震改修の費用の額が⑵の額であったことについて証明します。

証明年月日	平成　　年　　月　　日

１．証明者が地方公共団体の長の場合

証明を行った地方公共団体の長	印

２．証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏名	印		
	住所			
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登録番号	
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名称			
	所在地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登録年月日及び登録番号			

３．証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名称	印			
	住所				
	指定年月日及び指定番号				
	指定をした者				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏名				
	住所				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登録番号	
				登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
	建築基準適合判定資格者の場合			登録番号	
				登録を受けた地方整備局等名	

４．証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録住宅性能評価機関	名称	印
	住所	
	登録年月日及び登録番号	
	登録をした者	